

橿原市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を橿原市監査基準（令和2年橿原市監査公表第4号）に準拠し実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和7年2月18日

橿原市監査委員 久保田 幸治

橿原市監査委員 中 西 達也

財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を橿原市監査基準（令和2年橿原市監査公表第4号）に準拠し実施したので、その結果を同条第9項の規定により提出します。

第1 監査の対象

1 対象団体

橿原市体育施設指定管理者 ミズノスポーツサービス株式会社

2 対象施設

橿原市ひがしたけだドーム及び東竹田近隣公園

3 対象事務

令和5年度公の施設（上記対象施設）の指定管理に係る出納その他の事務の執行

第2 監査の期間

令和6年11月18日から令和7年1月27日まで

第3 監査委員の退任

監査委員 高橋圭一は令和7年2月10日退任した。

第4 監査の着眼点

1 指定管理者関係

- (1) 公の施設は関係法令及び例規の定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 協定書等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (3) 利用料金制を採用している場合において利用料金の設定等は適正になされているか。
- (4) 公の施設の利用促進のための努力はなされているか。
- (5) 公の施設の管理に係る収支等会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (6) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿への記帳は適正になされているか。また、領収書類の整理及び保存は適切になされているか。
- (7) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。
- (8) セルフモニタリングは実施されているか。

2 市所管課関係

- (1) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、関係法令及び例規に根拠をおいているか。
- (2) 指定管理者の指定は適正かつ公正に行われているか。
- (3) 管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。
- (4) 協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
- (5) 管理に関する経費の算定、支出の方法及び時期その他の手続等は適正に行われているか。
- (6) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- (7) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- (8) 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

第5 監査の実施内容

令和5年度公の施設（上記対象施設）の指定管理に係る出納その他の事務の執行について、指定管理者であるミズノスポーツサービス株式会社及び市所管課であるスポーツ推進課から必要な資料の提出を求め、監査当日に関係職員から事情聴取するとともに、関係諸帳簿等について事務局職員による点検及び確認を行うことにより、監査を実施した。

第6 指定管理の概要

1 施設の概要

橿原市ひがしたけだドーム及び東竹田近隣公園

所在地 橿原市東竹田町124番地の1

敷地面積 19,858.62㎡

建築面積 1,588.01㎡（橿原市ひがしたけだドーム）

延床面積 1,465.21㎡（同上）

構造 鉄骨造平屋建（アリーナ部門・健康器具置場）

鉄筋コンクリート平屋建（管理部門）

橿原市ひがしたけだドーム及び東竹田近隣公園は、橿原市立体育館条例（平成17年橿原市条例第21号）及び橿原市公園条例（平成17年橿原市条例第28号）に規定する体育施設で、市民の体育、レクリエーション活動を促し、健康増進及び体力の維持向上に寄与することを目的に設置された本市の公の施設である。

上記対象施設は、平成31年4月1日から指定管理者制度を導入しており、橿原市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年橿原市条例第14号）第2条第1項の規定に基づき、公募による指定管理者の指定を行った。今回監査の対象とした令和5年度については、第5期指定期間（当初は2か年であったが1年間指定期間の延長により3か年）の第2年度に当たり、ミズノスポーツサービス株式会社が指定管理者として管理を行った。

2 指定期間及び委託料

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

20,900,000円（令和5年度上記対象施設分）

第7 監査の結果

上記第5のとおり監査した限りにおいて、令和5年度公の施設（上記対象施設）の指定管理に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正に執行されていたが、その他の事務について以下のとおり一部改善が必要である事項が認められた。

（1）管理運営経費に影響する物価変動の負担者について（市所管課）

管理運営経費に影響する物価変動（以下「物価変動」という。）については、令和3年8月に示した橿原市体育施設指定管理者募集要項及び橿原市体育施設指定管理者管理運営の基準並びに令和4年3月25日付けで締結した橿原市体育施設の管理運営に関する基本協定書（以下「協定書」という。）において、「指定管理者の負担である」とリスク分担に規定している。

一方で、今般の原材料価格、エネルギーコスト等の上昇により指定管理者が負担する

経費が増加したため、市は令和5年12月26日付けで檀原市指定管理者物価高騰対策支援金事業実施要綱を制定し、電気、ガス料金の一部を指定管理料ではなく支援金として負担するため、令和6年3月29日に檀原市指定管理者物価高騰対策支援金6,510,000円を交付した。

しかし、当該リスク分担の規定では、物価変動の負担者が指定管理者となっている以上、協定書に記載のとおり対応するのが妥当であったと考える。